

「OPEN YOKOHAMA 2012 キャンペーン広報物制作業務委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「OPEN YOKOHAMA 2012 キャンペーン広報物制作業務委託」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について定める。

(審議事項)

第2条 本プロポーザルの審議事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル提出者の決定（公募型は公募条件、指名型は指名業者）
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 委託業者の決定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第3条 プロポーザル提案書の提出は、提出要請書により要請するものとし、提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示する。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に係わる具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 委託目的の理解度・受託に必要な基本的知識
 - (2) キービジュアル・キャッチコピーの企画・構成力
 - (3) ガイドブックの企画・構成力
 - (4) 公式WEBサイトの企画・構成力
 - (5) 広報制作物全体・キャンペーンツールの戦略性・独自性
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長、及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	OPEN YOKOHAMA 実行委員長
副委員長	OPEN YOKOHAMA 実行委員会 副委員長

OPEN YOKOHAMA 実行委員会から 1 名
横浜観光コンベンションビューロー 経営部担当部長
OPEN YOKOHAMA 広報ディレクター
OPEN YOKOHAMA プログラムコーディネーター
OPEN YOKOHAMA 実行委員会事務局から 1 名

- 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員 5 分の 4 の出席をもって成立する。
- 5 評価結果において、同点の場合が生じた時は、第 5 条（2）～（5）の合計点数によって決する。
- 6 上記 5 において、決することができなかつた場合は、委員長に決定を一任することとする。

（提案資格確認の通知）

第 7 条 選定されなかつた旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかつた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は OPEN YOKOHAMA 実行委員会事務局が通知を送した日の翌日起算で、5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

（評価結果の通知）

第 8 条 特定されなかつた旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかつた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は OPEN YOKOHAMA 実行委員会事務局が通知を送した日の翌日起算で、ヨコハマ創造都市センター休館日（3 月 12 日）を除く 5 日後の午後 5 時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、OPEN YOKOHAMA 実行委員会事務局が書面を受領した日の翌日起算で、5 日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。